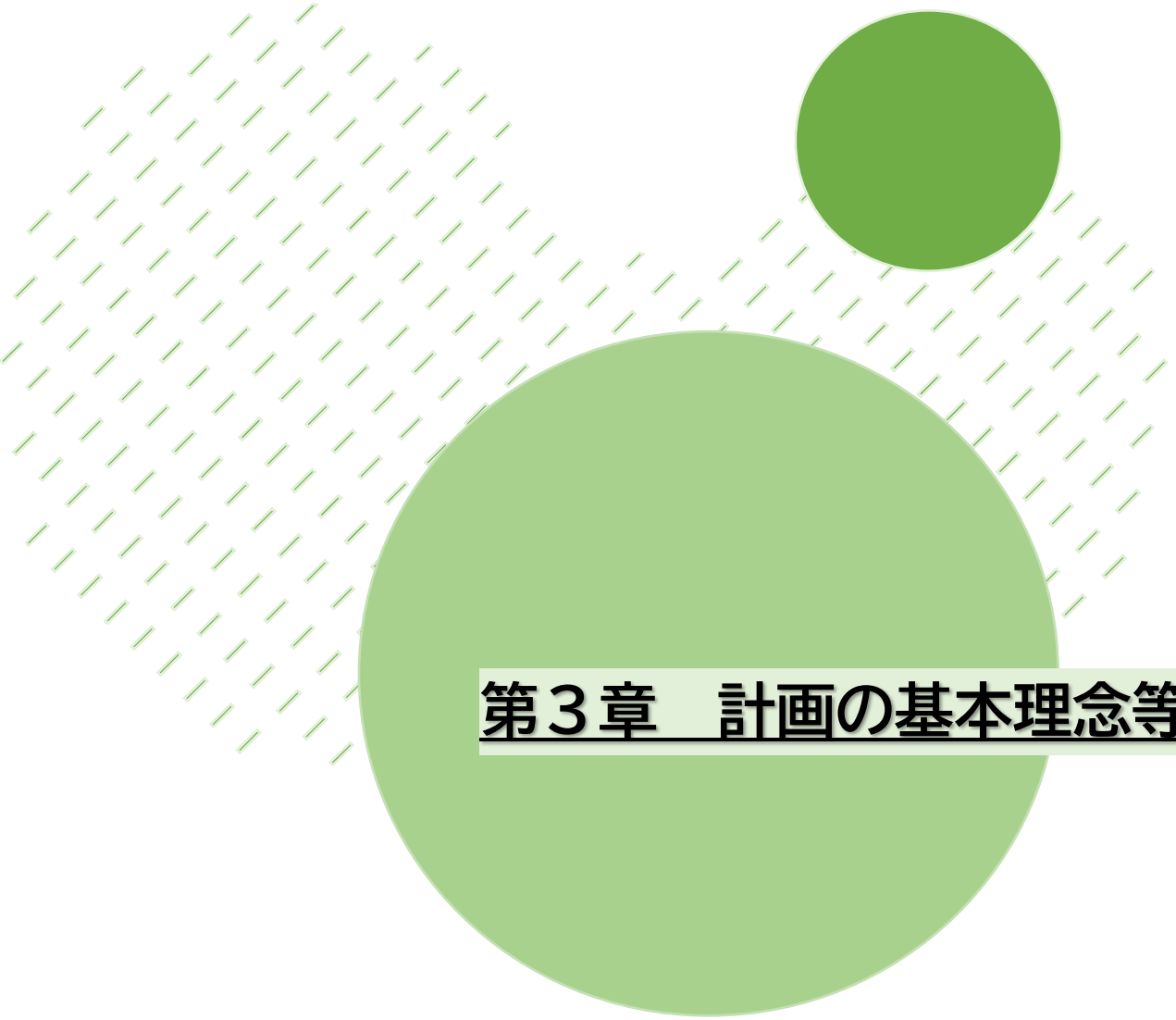




第3章 計画の基本理念等

第3章 計画の基本理念等

1. 基本理念

本計画は、子ども・子育て支援施策の充実に関する方向性を定めた事業計画です。

子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保内容及び実施の時期を定め、切れ目のない支援による本市の子育て環境を充実していくとともに、本市に住むこどもたちの人権が尊重される、こどもの最善の利益が実現し、こどもが健やかに成長できるまちを目指します。

このため、本計画の推進にあたっては、前期計画の取組を継承・発展させつつも、こどもの健やかな成長にむけた取組や保護者への子育て支援といった各種施策を一層推進していくため、“こどもがすくすく育つまち ながくて”を新たな基本理念として定めます。

◆基本理念

こどもがすくすく育つまち
ながくて



2. 基本目標

本計画の基本理念である“こどもがすくすく育つまち ながくて”を実現するにあたって、以下の4項目を基本目標と定め、各種施策を推進していきます。

基本目標1 教育・保育環境が充実したまちづくり

こどもの育ちに大きな役割を果たす幼稚園、保育所、認定こども園等には、すべてのこどもの最善の利益を第一に考え、家庭でのこどもの「育ち」と「学び」を補完し、次代を担うこどもに豊かな育ちと学びを提供していくことが求められています。また、核家族化の進行や女性の社会進出、高齢者雇用の増加等、社会環境の変化に伴い働く保護者が大きく増加している中で、保育・教育サービスへのニーズは年々高まっています。このような中、すべてのこどもの健やかな育ちを実現するため、教育・保育の一体的提供を推進するとともに多様な子育て支援サービスの充実を図ります。

基本目標2 子育て支援が充実したまちづくり

社会や経済環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化により、子育ての不安や孤立感が高まっている中、一人ひとりのこどもの健やかな育ちを等しく保障するため情報提供・相談体制の充実を図るとともに、社会的な支援の必要性が高いこどもやその家族を含めた支援の充実を図ります。

基本目標3 安心してこどもを生み育てられるまちづくり

こどもを生み育てようとする親や子育てを行っている親が、不安や負担感を軽減させるよう様々な支援を行うことが必要です。

特に、こどもを安心して生み育てられる環境の整備のため、親子の健康支援や相談支援体制の充実、同じ悩みを持つ親同士の交流の場の充実等、安心して子育てができ、本市で暮らし続けることができるよう多様な支援を実施します。

基本目標4 地域が一丸となって子育てを支えるまちづくり

核家族化の進展や地域の繋がり希薄化により、高齢者や近隣の住民等から日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。このような状況の中、本来地域で担っていた役割を取り戻し互いに助け合うことで、一丸となって子育て世帯を支援する環境づくりに取り組みます。

3. 施策の体系

【図表3－1：施策体系】

